



日本バプテスト連盟  
回轉資金委員会

## 新型コロナ ウイルス対策 特別貸付の お知らせ

- ・ 2020年度に設計されたこの制度を、2024年3月31日まで申し込みを延長して運用します。
- ・ 新型コロナウイルス感染対策だけでなく、教会・伝道所の諸活動(光熱水費等のライフライン維持や教役者等への人件費補助等)に対しても利用可能です。

「新型コロナウイルス対策特別貸付」の特徴

- ①財政規模によらず利用できます。
- ②原状回復を想定した時限貸付制度のため、返済期限を最長10年間とします。
- ③無利息・無担保（返済期限を超えた場合は残金に対して1.0%の延滞利息）
- ④借入上限金額は、財政規模×25%×10年です。

例. 財政規模600万円の場合、600万円×25%×10年=1,500万円

☆詳しくは、新型コロナウイルス対策特別貸付ご利用の手引きをご覧ください。

## 新型コロナウイルス対策特別貸付 ご利用の手引き

この特別貸付制度は、新型コロナウイルス感染対策等に関連して、教会・伝道所が財政的に困窮を余儀なくされた場合を想定した制度です。

この制度は、日本バプテスト連盟理事会が回轉資金委員会に概要設計を委託し、同委員会による、現行規程内での柔軟な運用方針に基づく答申を受けて実施するものです。

回轉資金委員会では、この特別貸付を規程第16条に定める「緊急特別貸付」の時限的な特別措置と位置づけました。そこで、ご利用の検討に先立って、緊急特別貸付のあらましについてご案内するとともに、規程（規程細則を含む、以下同じ）の柔軟な運用方針に関して、ご理解とご協力をお願い申し上げる目的で「ご利用の手引き」を作成いたしました。

2020年度に設計されたこの制度については、2024年3月31日まで申し込み受付を延長して運用する決定がなされています。新型コロナウイルス感染対策だけでなく、教会・伝道所の活動に対しても利用可能です。

各位におかれましては、この貸付制度の趣旨や目当てに沿った運用をお心に留めていただき、より早期の原状回復を目指して、宣教活動と教会運営活動にご注力いただきますよう、お祈り申し上げます。

### □ 緊急特別貸付の概要

- \* 緊急特別貸付は、教会・伝道所が自然災害等による被害を受けた場合や、建物・設備等の老朽化により修繕（取壊し）・改築を必要とする場合の自己資金不足を補う目的で、財政規模600万円未満の教会・伝道所が利用できるものです。
- \* 緊急特別貸付は、他の回轉資金の貸付制度と異なり、すべてが無利息で貸し付けられ、また貸付金額や返済期限に関する規則もありません。とはいえ、貸付元金は全額返済いただく必要がありますので、申請される教会・伝道所と回轉資金委員会の間でさまざまな要件について協議を行い、とくに貸付金額については委員会のみならず、理事会が協議に加わり、貸付可否を決議します。

### □ 規程の柔軟な運用方針とは

- \* 通常の緊急特別貸付と「新型コロナウイルス対策特別貸付」の大きな違いは、
  - ①「新型コロナウイルス対策特別貸付」は、財政規模によらず利用できる。
  - ②「新型コロナウイルス対策特別貸付」は、原状回復を想定した時限貸付制度のため、返済期限を最長10年間とする。 の2点です。
- \* このように、規程から「財政規模による限定」を外す一方、規程にはない「返済期限による条件」を付して、柔軟かつ広範囲での利用と、元金の回轉性の停滞防止を図っています。

□ 検討に際してご留意ください

01 この貸付は、感染対策等により教会・伝道所の財政が一時的に困窮した場合を想定しており、規程第2条に掲げる項目の「その他」を主目的とします。したがって、例えば「光熱水費等のライフライン維持」、「教役者等への人件費補助」等の運転資金に活用いただけます。

02 供与される資金は「給付」ではなく、あくまでも「貸付」ですから、元金については満額返済の義務が生じます（契約の期限内で返済できない場合は、規定の延滞利息が発生します）。

03 返済期限は最長10年間ですが、年間の返済上限金額は、規程によって財政規模の25%以内と決められています（規程細則第6条）。したがって、教会・伝道所ごとに10年間で返済できる合計上限金額を計算のうえ、ご検討をお願いいたします。

<返済金額の計算例>

例①：財政規模600万円の教会・伝道所の場合（借入の上限は1,500万円です）

- ・1年間の返済上限金額：600万円×25%＝150万円
- ・10年間の合計上限金額：150万円×10年間＝1,500万円

例②：財政規模250万円の教会・伝道所の場合（借入の上限は625万円です）

- ・1年間の返済上限金額：250万円×25%＝62.5万円
- ・10年間の合計上限金額：62.5万円×10年間＝625万円

なお、上記の「例①」「例②」は、各教会・伝道所の総会が、必要性を吟味のうえ最大限の貸与を受けたいと決議された場合の、制度上で可能とされる上限事例です。回転資金委員会では、各個総会の主体性を尊重しつつ、借入金額を最小に留められるご尽力をお願い申し上げます。

04 回転資金は、全国の教会・伝道所がお捧げになる「協力伝道献金」によって維持・運営されています。そのため、直近2年間の「祈りと励ましの標準比率（協力伝道献金標準比率）」を守っていただけていることを大切にしています。もしも標準比率に達していない場合はご相談ください。

05 「規程の柔軟な運用方針とは」でも触れましたが、回転資金はその名が示すとおり、教会・伝道所の間を回転しながら、その時々が必要に応じていく資金です。その意味において、できる限り早期の返済を心がけていただけると、たいへんありがたく存じます。

□ 申請受付時期

\*2020年10月1日～2024年3月31日

☆まずは日本バプテスト連盟総務室までご相談ください。

以上